

【医療情報取得加算に係る掲示】

当院では、オンライン資格確認システムを導入し、マイナンバーカード（マイナ保険証）を利用した保険資格の確認や、薬剤情報・特定健診情報などの診療情報を取得・活用できる体制を整えています。これにより、より正確な情報に基づいた診療を行うことが可能となります。

【情報通信機器を用いた診療（以下オンライン診療）に係る掲示】

当院では、情報通信機器を用いた診療を適切に実施するための体制を整え、施設基準の届出を適切に行っています。

- ・オンライン診療に関するガイドラインに従い、適切に安全性を確保した診療を実施できる環境を整備しています。
- ・情報通信機器を利用した診療を行う際も、対面診療を適切に組み合わせて提供できる体制を有しています。患者さまの病状や治療内容に応じて、必要に応じた対面診療を行います。
- ・患者さまの状況によって、当院での対面診療が困難な場合には、他の医療機関と適切に連携し、必要な医療を提供できる体制を整えています。
- ・尚、オンライン診療による初診の場合には、向精神薬の処方を行うことはできません。

【電子的診療情報連携体制整備に係る掲示】

当院では、電子的診療情報連携体制整備加算を算定しており、以下の取り組みをおこなっています。

- ・オンライン請求を行っています。
- ・オンライン資格確認システムを行う体制を有しています。
- ・オンライン資格確認を利用して取得した診療情報を診察室で閲覧または活用できる体制を有しています。
- ・マイナンバーカードの健康保険証利用について、お声がけ、ポスター掲示を行っています。
- ・医療DX推進の体制に関する事項および質の高い医療を実施するための十分な情報を取得しおよび活用して診療を行うことについて、当医療機関の見やすい場所およびホームページに掲載しています。

【遠隔電子処方箋活用加算に係る掲示】

当院では、電子処方箋管理サービスを活用し、オンライン診療時等においても安全かつ適切に処方情報を共有できる体制を整備しています。電子処方箋を活用することで、患者様のお薬情報を医療機関・薬局間で共有し、重複投薬や相互作用の確認を行うなど、より安全な医療の提供に努めています。

【明細書発行体制加算に係る掲示】

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に明細書を無料で発行しております。明細書の発行を希望されない方は受付にてその旨お申し出ください。

【外来感染対策向上加算に係る掲示】

当院は院内感染防止対策として、必要に応じて次のような取り組みを行っています。

- 当院は新興感染症の発生時に自治体の要請を受けて発熱患者の診療等を実施する「第二種協定指定医療機関」に指定されています。
- 感染管理者である院長を中心に職員一同院内感染対策を推進します。
- 院内感染対策の基本的考え方や関連知識の習得を目的に研修会を年2回実施します。
- 感染性の高い疾患（インフルエンザや新型コロナウイルス感染症など）が疑われる場合は、一般診療の方と分けての対応とします

【ベースアップ評価料に係る掲示】

当院では、医療従事者の処遇改善を目的として、厚生労働省が定める「ベースアップ評価料」を算定しております。

- 本評価料は、医療現場で働く職員の賃金引上げを実施し、人材確保や医療提供体制の維持・向上を図るための制度です。
- 評価料により得られる診療報酬は、対象職員の賃金改善に活用しております。
- 当院は今後も、地域の皆さまに安心して医療を受けていただけるよう、より良い医療サービスの提供に努めてまいります。皆さまのご理解を賜りますようお願い申し上げます。

【一般名処方加算に係る掲示】

当院では後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。後発医薬品ある医薬品については、特定の医薬品名を指定するのではなく、一般名処方によって、特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

※一般名処方とは：お薬の商品名ではなく、有効成分をもとにした薬品名での処方箋を記載することです。

同じ薬品で、様々なメーカーが薬を作るようになり、先発品に比べて後発品は薬価が低いため医療費の削減につながります。

【生活習慣病管理料に係る掲示】

当院では、「糖尿病」「高血圧症」「脂質異常症」の生活習慣病について、患者さんの状態に応じた療養計画を作成し、継続的な管理を行っています。また、患者さんの状態に応じて、28日以上 の長期処方またはリフィル処方せんを発行することが可能です。なお、長期処方やリフィル処方せんの交付の可否については、患者さんの病状等を踏まえ、担当医が判断いたします。

【地域包括診療加算に係る掲示】

当院では、地域包括診療加算を算定する患者さんに対し、次のような診療を行っています。

- 健康相談および予防接種に関する相談に対応しています。
- 介護保険制度の利用に関する相談に対応しています。
- 介護支援専門員（ケアマネジャー）及び相談支援専門員からの相談に適切に対応しています。
- 患者さんの状態に応じて、28日以上の長期投薬または、リフィル処方箋の交付に対応しています（病状等により医師が判断します）。
- 患者さんが受診している他の医療機関および処方されている医薬品について把握し、必要な服薬管理を行っています。
- 健康診断の結果等の健康管理に関する相談に対応しています。
- 必要に応じて専門医療機関への紹介を行っています。